平成２９年（フ）第１０号
秋田市河辺高岡字大柳65番地
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
秋田市中通５丁目７番40号　コンチネンタルハイツ秋田601、住民票上の住所秋田県南秋田郡五城目町字下タ町101番地
債務者　松橋　和也
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
秋田県男鹿市船川港金川字姫ケ沢158番地15Ａ－２
債務者　佐藤　伸二
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６３号
茨城県石岡市半ノ木11461番地　慈翠舘
債務者　堀越　竹男
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
茨城県神栖市田畑633番地28
債務者　迫　　裕美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１号
群馬県みどり市大間々町大間々1945番地23
債務者　星野　博史
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第８号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ｂ－１号棟31号室
債務者　山本佐矢香
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２２号
長野県安曇野市穂高6665番地１　唐澤鎮江司法書士事務所内
債務者　降幡　和永
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６号
長野県諏訪郡下諏訪町352番地
債務者　中原　健太
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１５０５号
名古屋市西区長先町270番地の２　グリーンシティ長先305号、従前の住所岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目66番地の１　ＮＥＳＴ21岐阜Ａ棟管理人室
債務者　矢田工業こと　矢田　**隆**二
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４号
名古屋市瑞穂区洲雲町３丁目34番地の１　グレース河野201号
債務者　末吉　祐太
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８号
愛知県日進市岩崎町神明９番地７
債務者　植原　祥貴
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１号
名古屋市守山区永森町134番地　ストーク横地302号
債務者　上田　英夫
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県姫路市岡田146番地２　あすかハイム205、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区若宮町23番地２　若宮ハイツ201号
債務者　松田　俊造
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９２号
奈良市四条大路１丁目５番13―105号
債務者　弘田　　夢（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９７号
奈良県大和郡山市九条町1064番地２　グリーンハイツⅠ―202号室
債務者　山下沙奈恵
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４０５号
奈良県大和郡山市南郡山町201番地
債務者　木下　清仁
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
奈良地方裁判所